

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年10月6日(2005.10.6)

【公表番号】特表2001-521558(P2001-521558A)

【公表日】平成13年11月6日(2001.11.6)

【出願番号】特願平10-536986

【国際特許分類第7版】

C 0 8 L 23/06

B 3 2 B 27/32

B 6 5 D 65/40

C 0 8 J 5/18

C 0 8 L 23/08

C 0 8 L 23/12

// C 0 8 L 23:00

【F I】

C 0 8 L 23/06

B 3 2 B 27/32 1 0 3

B 6 5 D 65/40 D

C 0 8 J 5/18 C E S

C 0 8 L 23/08

C 0 8 L 23/12

C 0 8 L 23:00

【誤訳訂正書】

【提出日】平成17年2月24日(2005.2.24)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】補正の内容のとおり

【訂正方法】変更

【訂正の内容】



訂正書

(19,000 円)

平成17年2月24日

特許庁長官 殿



1 事件の表示

平成10年特許願第536986号



2 特許出願人

住所 アメリカ合衆国、テキサス州 77520-5200、
ベイタウン、ベイウェイ・ドライブ 5200
名称 エクソンモービル・ケミカル・パテント・インク

3 代理人

住所 東京都千代田区永田町1丁目11番28号
相互永田町ビルディング 8階
電話 3581-9371
氏名 (7101) 弁理士 山崎行造



4 訂正対象書類名

明細書及び請求の範囲

5 訂正対象項目名

明細書及び請求の範囲

6 訂正の内容

別紙の通り。

方式
審査

〔誤訳訂正 1〕

明細書、1頁5行「ポリマーに関する。」を「ポリマーを含有するブレンドを含むフィルムに関する。」に訂正する。

〔誤訳訂正 2〕

明細書、2頁末行「コポリマー、」を「ポリマー又はコポリマー、」に訂正する。

〔誤訳訂正 3〕

明細書、3頁2行「1乃至60重量%」を「1乃至6重量%」に訂正する。

〔誤訳訂正 4〕

明細書、3頁3乃至4行「コポリマー、好ましくはエチレン及び／又はC₄乃至C₂₀オレフィンとのコポリマー」を「コポリマー」に訂正する。

〔誤訳訂正 5〕

明細書、3頁13乃至14行「C₃乃至C₂₀オレフィンコモノマー」を「C₃乃至C₂₀及びC₄乃至C₃₀オレフィンコモノマー」に訂正する。

〔誤訳訂正 6〕

明細書、3頁21乃至22行、4頁2行「スチレン性モノマー」を「スチレン系モノマー」に訂正する。

〔誤訳訂正 7〕

明細書、3頁下から2行「ポリプロピレンは、」を「ポリプロピレンには、」に訂正する。

〔誤訳訂正 8〕

明細書、5頁下から2行「3,5,5-トリメチルヘキセン-1」を「3,5,5-トリメチルヘキセン-1」に訂正する。

〔誤訳訂正 9〕

明細書、7頁17乃至18行「ポリビニリデンフルエライド」を「ポリビニリデンフルオライド」に訂正する。

〔誤訳訂正 10〕

明細書、13頁15行「LD-2」を「LD-3」に訂正する。

[誤訳訂正11]

明細書、14頁下から5行「エレメンドルフ引裂強さ」を「エルメンドルフ引裂強さ」に訂正する。

[誤訳訂正12]

明細書、14頁末行「フィルムの間に」を「フィルムの間で」に訂正する。

[誤訳訂正13]

請求の範囲を以下の通り訂正する。

1. (i) 3以下のM_w/M_nを有するエチレンのホモポリマー、又はエチレンと50重量%以下のC₃乃至C₂₀オレフィンとの、50%以上のCDBIを有するコポリマー、

(ii) プロピレンのホモポリマー、又はプロピレンと、50重量%以下の、エチレン及びC₄乃至C₂₀のα-オレフィンから選ばれるコモノマーとのコポリマー、及び

(iii) 遊離基開始剤を用いて高圧重合法で製造されるポリマーを含有するブレンドを含むフィルム。

2. i) ホモポリエチレン、又はエチレンと50重量%以下のC₃乃至C₂₀オレフィンとのコポリマーを含み、50%以上のCDBIを有する第一のポリマーを選択すること、

ii) ホモポリプロピレン又は、プロピレンと50重量%以下のエチレン又はC₄乃至C₂₀オレフィンとのコポリマーを含む第二のポリマーを選択すること、

iii) 遊離基開始剤を用いて高圧法で製造される1つ以上のポリマーを含む第三のポリマーを選択すること、及び

iv) 第一、第二及び第三のポリマーを混合し、フィルムに形成すること

を含む、良好な曇り度値を特徴とするフィルムを製造する方法。

3. i) ホモポリエチレン、又はエチレンと50重量%以下のC₃乃至

C_{20} オレフィンとのコポリマーを含み、50%以上の一CDBIを有する第一のポリマーを選択すること、

ii) ホモポリプロピレン、又はプロピレンと50重量%以下のエチレン又は C_4 乃至 C_{20} オレフィンとのコポリマーを含む第二のポリマーを選択すること、

iii) 遊離基開始剤を用いて高圧法で製造される1つ以上のポリマーを含む第三のポリマーを選択すること、

iv) コア層用の任意のポリマーを選択すること、

v) 第一のポリマー、第二のポリマー及び第三のポリマーがフィルム表層のすべて又は一部を形成し、第二のポリマーがフィルム表層のすべて又は一部を形成するように第一のポリマー、第二のポリマー及び第三のポリマーを混合し、コア層用の任意のポリマーが存在する場合、そのポリマーは第一の表層と第二の表層の間においてフィルム層に形成されること、

vi) 物品をフィルムの中に包封すること、及び

vii) 第一の表層を第二の表層にヒートシールすることにより少なくとも1つのシールが形成されるようにその包封された物品をヒートシールすること

を含む、物品を包装する方法。

[訂正の理由等]

(訂正の理由 1)

誤訳訂正 1 における訂正は国際出願明細書 1 頁 5 乃至 7 行の記載の誤訳を訂正する補正である。

(訂正の理由 2)

誤訳訂正 2 における訂正は国際出願明細書 2 頁 22 行に記載された “the polymer or” の脱落を加入する補正である。

(訂正の理由 3)

誤訳訂正 3 における訂正は国際出願明細書 2 頁 28 行に記載された “6 weight %” の “6” の誤植を訂正する補正である。

(訂正の理由 4)

誤訳訂正 4 における訂正は誤植を削除する補正である。

(訂正の理由 5)

誤訳訂正 5 における訂正は国際出願明細書 3 頁 4 行に記載された “and C₄ to C₂₀” の訳の脱落を加入する補正である。

(訂正の理由 6)

誤訳訂正 6 における訂正は誤訳の訂正ではなく、通常の補正である。

(訂正の理由 7)

誤訳訂正 7 における訂正は誤訳の訂正ではなく、通常の補正である。

(訂正の理由 8)

誤訳訂正 8 における訂正は国際出願明細書 5 頁 6 乃至 7 行 “3,5,5-trimethyl hexene-1” の訳の誤植を訂正する補正である。

(訂正の理由 9)

誤訳訂正 9 における訂正は国際出願明細書 6 頁 24 行 “fluoride” の訳の誤植を訂正する補正である。

(訂正の理由 10)

誤訳訂正 10 における訂正は国際出願明細書 11 頁 36 行 “LL-3” の訳の誤植を訂正する補正である。

(訂正の理由 11)

誤訳訂正 11 における訂正は国際出願明細書 12 頁 35 行 “Elmendorf” の訳の誤植を訂正する補正である。

(訂正の理由 12)

誤訳訂正 12 における訂正は国際出願明細書 13 頁 4 行 “between” の誤訳を訂正する補正である。

(訂正の理由 13)

誤訳訂正 13 における訂正は誤訳の訂正ではなく、通常の補正である。